

入間市避難行動要支援者避難支援制度のご案内



避難行動要支援者避難支援制度とは

災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方の名簿をあらかじめ作成しておき、災害時の安否確認や避難支援に役立てるものです。同意した方の情報は、地域支援者へ名簿としてあらかじめ渡し、避難支援だけでなく、日頃から顔が見える関係づくりに役立てるものです。

避難行動要支援者とは

災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方をさします。対象者となる要件はそれぞれの市町村に委ねられています。入間市では次の方を対象として制度を進めています。

- ①身体障害者（1・2級）の交付を受けている方
- ②療育手帳（A・A）の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ④難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成認定を受けている方
- ⑤要介護度3以上の認定を受けている方
- ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ⑦日本語によるコミュニケーションが困難な在住外国人
- ⑧その他支援を必要とする方

※在宅の方が対象となります。施設・病院などに長期に入所・入院されている方は対象になりません。

登録の方法は？

上記①～⑧に該当する方には（名簿への登録は市が行います）市役所から「登録用紙（同意書）」を郵送しますので、必要事項を記載のうえ、ご返送ください。

※同意書は平常時から名簿を配布することについての意向確認のためのものです。

登録用紙は市役所 危機管理課でも入手・提出ができるほか、市のHP（「避難行動」で検索）でも入手ができます。

郵送先・お問い合わせ

住所：〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1

入間市役所 C棟3階 危機管理課 危機管理担当

TEL：04 - 2964 - 1111（内線：3362・3363・3366）

留意点

実際に災害が起こった時には、地域支援者自体も被災者となるため、事前に話していた通りの行動ができない場合もあります。

地域支援者はできる範囲での支援を行うもので、支援活動ができなかった場合の責任を負うものではありません。

※ 裏面もご確認ください。

「災害時に自力で避難することが困難」な方を
「避難行動要支援者名簿」に登録します。

名簿情報を平常時から関係機関に提供することへの同意確認

同意する

申請書を市役
所に提出する

同意しない

避難行動要支援者名簿に登載

手続き不要です。
※登録が必要になった場
合は、いつでもご登録が
可能です。

関係機関に名簿情報を提供し、個々の状況の確認、

日頃の訪問活動等、顔の見える関係づくりを行い、災害時に備えます

平常時

自主
防災会

民生
委員

地域包括
支援セン
ター

社会福祉
協議会

災害時には、平常時から活動している関係機関と協力、連携し、

名簿に登録された方々の安否確認、避難支援を行います

要支援者
(助けられる人)

避難支援者
(助ける人)

安否確認・避難支援

避難先

災害時